

2006年1月12日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

個人の市・県民税(普通徴収)の賦課事務、個人の市・県民税(特別徴収)の賦課及び特別徴収に係る現年度分の市・県民税の徴収及び収納事務に係る個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について並びに目的外提供すること及び目的外提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2005年12月21日付けで諮問(第165号)された個人の市・県民税(普通徴収)の賦課事務、個人の市・県民税(特別徴収)の賦課及び特別徴収に係る現年度分の市・県民税の徴収及び収納事務に係る個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について並びに目的外提供すること及び目的外提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

本件諮問を不承認とする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

社会保険庁では、国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者は除く。)及びその属する世帯について、保険料の納付状況、年齢区分、地域区分ごとに被保険者の所得、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由等国民年金事業運営に必要な資料として、1987年から3年おきに国民年金被保険者実

態調査(以下「実態調査」という。)を実施し、今回平成17年11月25日神
社局文発第1630号で神奈川社会保険事務局長通知により、平成17年実態
調査の実施に伴う所得等調査について、本市に協力依頼があったものである。

調査対象は、2005年3月末現在の全国の国民年金第1号被保険者及びそ
の属する世帯で、社会保険庁で無作為抽出した国民年金第1号被保険者約11
万人を調査対象とし、選定する方法は861市区町村を無作為抽出し、その選
定した市区町村に住む被保険者から調査対象者を抽出選定し、社会保険庁で国
民年金被保険者実態調査票を郵送後、調査対象者から社会保険庁あて郵送で回
収を行う。

また、同時に市区町村に対し「平成17年国民年金被保険者実態調査所得等
調査調査票」(以下「調査票(1)」という。)及び「平成17年国民年金被保険
者実態調査所得等特別調査票」(以下「調査票(2)」という。)による調査依頼
がなされ、本市の調査対象者数は363名である。

(2) 本人以外のものから個人情報を収集する必要性について

ア 本人以外のものから収集する個人情報

(社会保険庁で無作為抽出した調査対象者に関する情報)

住所、氏名、生年月日、整理番号

イ 本人以外のものから収集する必要性について

社会保険庁では、実態調査の実施に当たり調査対象者に調査票を送付し、
同時に当該調査対象者に係る所得等を確認する必要から市区町村に対し別途
調査票(1)及び調査票(2)による照会を行うものであり、その際に当該調査票
に記載された調査対象者に係る個人情報を収集することは、調査対象者を特
定するうえで必要不可欠の情報であることから、本人以外のものから収集す
る必要性がある。

(3) 目的外に提供する必要性について

① 目的外提供先

社会保険庁

② 目的外に提供する個人情報の範囲

ア 調査対象者の情報

(ア) 総所得金額

(イ) 調査票(2)の2各種控除額の欄に記載された事項に係る情報

(ウ) 調査票(2)の3控除対象者の人数の欄に記載された事項に係る情報

(エ) 調査票(2)の5地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得に係る情
報

(オ) 世帯主及び配偶者の有無に関する情報

(カ) 市民税の課税状況に係る情報

- (キ) 整理番号
- イ 調査対象者の配偶者の情報
 - (ア) 総所得金額
 - (イ) 調査票(2)の3各種控除額の欄に記載された事項に係る情報
 - (ウ) 調査票(2)の4控除対象者の人数の欄に記載された事項に係る情報
 - (エ) 調査票(2)の5地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得に係る情報
 - (オ) 世帯主及び配偶者の有無に関する情報
 - (カ) 市民税の課税状況に係る情報
- ウ 調査対象者が属する世帯の世帯主の情報
 - (ア) 総所得金額
 - (イ) 調査票(2)の3各種控除額の欄に記載された事項に係る情報
 - (ウ) 調査票(2)の4控除対象者の人数の欄に記載された事項に係る情報
 - (エ) 調査票(2)の5地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得に係る情報
 - (オ) 市民税の課税状況に係る情報

③ 目的外に提供する必要性について

社会保険庁の説明では、国民年金法等の一部を改正する法律が平成16年10月1日に施行され、実態調査は国民年金法(以下「法」という。)第108条の3の規定に基づき実施される統計調査であり、所得等調査の調査事務は同条第2項により市区町村に必要な情報を求めるもので、当該所得等調査は総務大臣に届出を行い国の統計調査として、統計法第8条第1項の規定に基づくものである。

また、統計法第14条及び第15条の規定により、当該調査で知り得た情報を他に漏らしたり、当該調査の目的以外の利用を禁じており、同法第19条の2では罰則規定が設けられている。

当該所得等調査における調査結果は、調査対象者個人の被保険者記録とは関連しないこと、また社会保険庁では平成17年3月28日付けで「社会保険庁保有個人情報保護管理規程」を制定し、取得した個人情報を厳格に取り扱うことから本人の不利益となるものではなく、さらに当該所得等に係る調査を当該調査対象者本人の回答により把握することで、誤記入等により正確な実態把握が困難となる可能性があり、社会保険庁が調査対象者に係る所得等に関する正確な情報を得るためには市区町村から情報の提供を受ける以外に他の手段がないことから目的外に提供する必要性がある。

エ 目的外提供の方法について

紙媒体により調査票(1)及び調査票(2)を記載し、社会保険庁に提出するも

のであるが、調査票(1)及び調査票(2)の調査対象者の住所、氏名及び生年月日は提出時に切り離し、容易に個人が特定できない形で提供するものである。

(4) 本人通知を省略する合理的理由について

実態調査は、国における国民年金保険料の免除制度や保険料の収納対策及び年金受給者の生活実態を把握し、今後の年金制度を検討するに必要不可欠な基礎資料となるものであること、当該実態調査における個人情報の取扱いについては、平成17年11月24日付け社会保険庁運用部企画課数理調査室長名事務連絡により、郵送調査票の発送後に郵送調査及び所得等調査の対象者リストに記録された全情報並びに納付記録に記録された個人情報を消去し、2回目の督促後に督促対象者リストに記録された全情報を消去することが指示され、また郵送調査対象者リストに印字される整理番号は、初回発送用と督促用とでは整理番号が異なるため社会保険庁において突合して個人を特定することが不可能であり、本人へ通知しないことが不利益となるものではないことから、本人通知を省略したい。

(5) 安全対策について

社会保険庁では、調査票(1)及び調査票(2)並びに調査内容を入力した調査票磁気データには個人を特定する情報が含まれず、統計資料としてのみ利用するもので、当該磁気データは調査担当者以外は利用できないこととなっている。

また、社会保険庁職員については、国家公務員法の適用を受けるものである。

(6) 実施時期について

2006年1月12日以降を予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次の理由により本件諮問を不承認とする。

(1) 本件諮問について

① 実施機関の説明

ア 社会保険庁は平成17年実態調査を実施するにあたり、無作為抽出した国民年金第1号被保険者を調査対象者として、当該調査対象者等の所得等に関する調査を、調査票(1)及び調査票(2)により提出をするよう実施機関に対し協力依頼を行った。

イ 社会保険庁の今回の実態調査は、法第108条の3の規定により実施されるものであり、所得等調査は同条第2項の規定によって市区町村に必要な情報の提供を求めるものである。

ウ 実態調査は、統計法第8条第1項の規定による国の統計調査として実施

されるものであり、統計調査に携わる者が個人の秘密に属する事項を他に漏らした場合は、同法第19条の2の規定により罰則が適用されるものである。

エ 社会保険庁が実施機関に対し情報の提供を求めることについて協力依頼をした調査票は、調査対象者の住所、氏名、生年月日及び整理番号が記録されるよう形式化された様式である。

オ 実施機関は、調査票(1)及び調査票(2)に情報を記録し、社会保険庁に提出する際に、当該調査票の調査対象者の住所、氏名及び生年月日を切り離し、容易に特定の個人が識別できない方法で提出する。

②ア 当審議会に提出された社会保険庁が実施機関に協力依頼をした調査票は調査対象者の住所、氏名、生年月日及び整理番号が記録されるよう形式化された様式である。

当該実態調査は、社会保険庁が法第108条の3の規定に基づく統計調査として実施機関に対し必要な情報の提供について協力依頼をしたものであるところ、上記のように特定の個人が識別される方法によるものであり同法第108条の3第3項の規定に照らし同項に抵触する可能性が否定できない。

イ 被調査者を識別できない方法による情報の提供が求められているにもかかわらず、実施機関が同法に抵触するおれがある調査に協力することは容認し難く、かつ遺憾であると思料する。

③ア 実施機関が藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)により当審議会に諮問をする場合は、個人情報を本人以外のものから収集するについては条例第10条第2項第5号ア又はイに規定された場合であり、目的外の提供については条例第12条第2項第4号に規定されたときであって、これらはいずれも適用が限定されるべきものである。

イ 実施機関が条例第10条第4項及び条例第12条第4項の規定により、本人以外のものからの収集及び目的外の提供のため本件諮問をすることは、いずれも個人情報の取扱いを前提とするものであり、このことが3審議会の判断理由(1)②アの法第108条の3第3項の規定に抵触する可能性を有することは既述したとおりである。

④ 実施機関が当審議会に本件諮問をするに当たって、提出された文書及び説明を総合すると、これらの検討や手続等を十分整えたものであるとは判断し難い。

(2) よって、当審議会は本件諮問を不承認とする。

以 上

